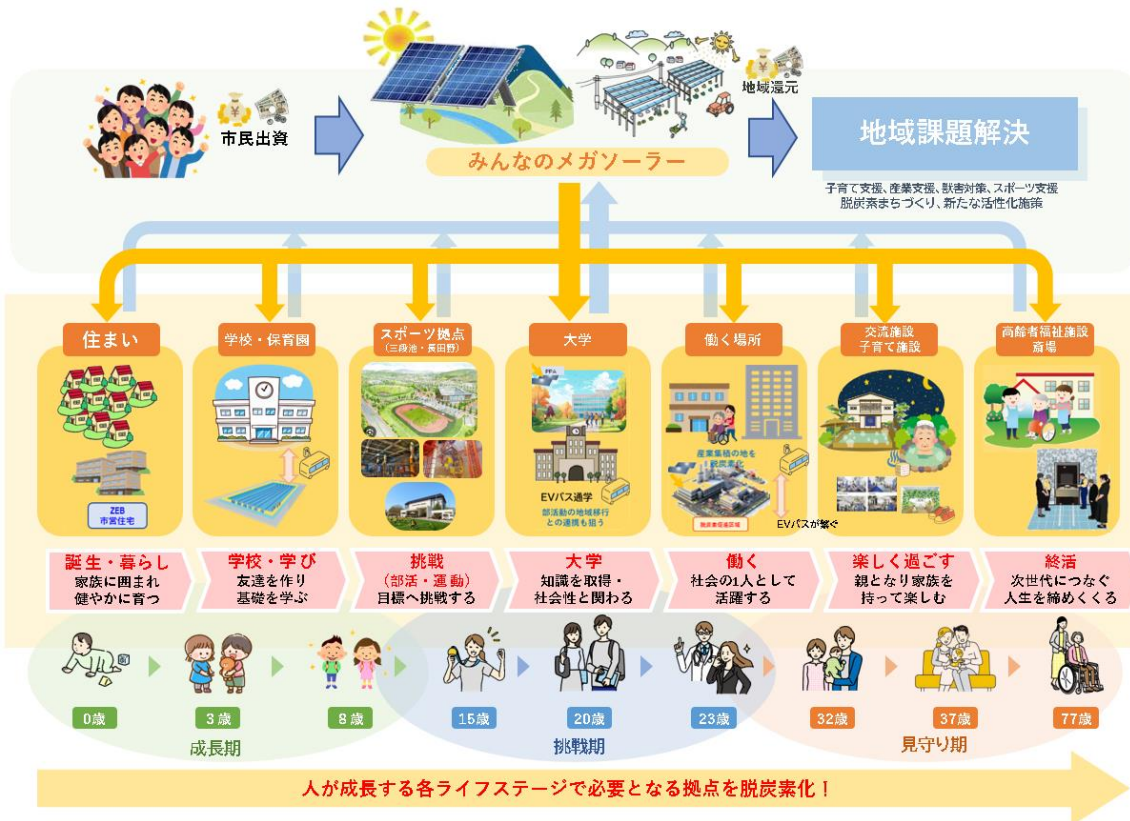


地域脱炭素化促進事業における 促進区域設定について

脱炭素まちづくりのコンセプト

令和6年12月「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム」を設立
 福知山市エネルギー・環境基本計画の推進組織として脱炭素まちづくりのコンセプトを設定

「ライフステージ×子育て×脱炭素」でまちづくり



「子どもが育つライフステージ」を脱炭素でアップグレードする

- ①「住まい」の脱炭素化
- ②「学びの場」の脱炭素化
- ③「スポーツ拠点」の脱炭素化
- ④「仕事(働く環境含む)」の脱炭素化
- ⑤「交流拠点(温泉等)」の脱炭素化
- ⑥「移動」の脱炭素化
- ⑦「脱炭素産業」の推進
- ⑧「廃棄物」の脱炭素化

(例)
 福知山市エネルギー・環境基本計画の取り組みを通じて、
 子どもの体験機会の格差などの課題に対応し『子ども
 たちがいきいきと育ち、学ぶまち』を実現する。

福知山市版脱炭素まちづくりロードマップ

【2025年から進めること】

1、脱炭素化促進区域の設定見込

脱炭素まちづくりコンセプトに併せて重点的にモデルづくりをするエリアを促進区域として設定する。

2、脱炭素先行地域づくり

先行地域選定をとおして、国から先5年分の脱炭素先行地域交付金を獲得し、モデル事業の創出を進める。

3、モデル事業を横展開するスキームの構築

脱炭素先行地域づくりでモデル化した事業を、地域内に横展開するスキームをつくる。

4、進捗評価方法の確立

再エネ導入量やCO2削減量に加え、脱炭素まちづくりがどの程度地域課題を解決し、幸福度を向上させたかを評価する方法を確立する

2023年～

気運醸成

- 計画策定
- 行政による先行的な取組実施など
- 現状把握を目的としたアンケート実施

2024年～

集積

- プラットフォームの組成
- 連続研修プログラム
- 先行モデルの検討開始

2025年～2029年

モデルづくり

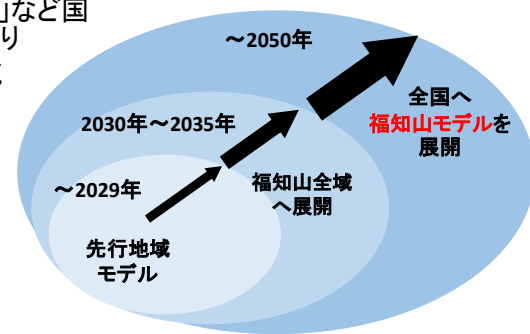
産官学金連携でモデル事業を構築する

- 「脱炭素先行地域づくり制度」など国庫補助を活用したモデルづくり
- 重点対策加速化事業の実施
- **再エネ等の促進区域設定**

2030年～

全域展開

- ノウハウや効果等を広く発信
- モデルづくりに関わった事業者による伴走支援
- 補助制度などを検討



地域脱炭素化促進事業制度創設の目的

○目的

円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図ること

「地域脱炭素化促進事業」制度の創設（R4.4.1～）



- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化や災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- 令和4年度より、地球温暖化対策推進法に基づく**地方公共団体実行計画制度が拡充**しれ、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みが創設。

地域共生型再エネ（例）

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

地域脱炭素化促進事業制度について



地域脱炭素化促進事業制度の全体像 (R7.4.1~)

- **都道府県・市町村**が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

国
都道府県

促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定
促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく
事業計画の確認

協議 ← 同意

都道府県・市町村：促進区域等の策定

・都道府県・市町村が共同で、または市町村が単独で、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
 - 再エネ事業に求める
 - ・地域の環境保全のための取組
 - ・地域の経済・社会の発展に資する取組
- を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

協議会



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論

事業者：事業計画の作成

事業者は、

- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 都道府県・市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

環境保全等に関する情報
再エネポテンシャル
その他

事業者



事業の予見可能性が向上
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

都道府県・市町村：事業計画の認定

都道府県または市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 都道府県・市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

地域脱炭素化促進事業において規定する事項

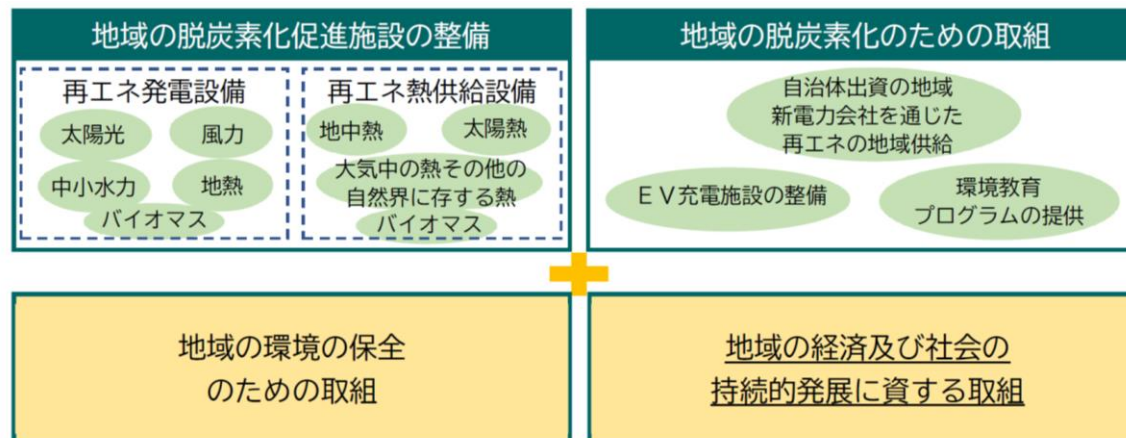
○規定する必要がある事項

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に掲げる、以下の事項①～⑤を規定する

- ①地域脱炭素化促進事業の目標
- ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)
- ③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- ⑤地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



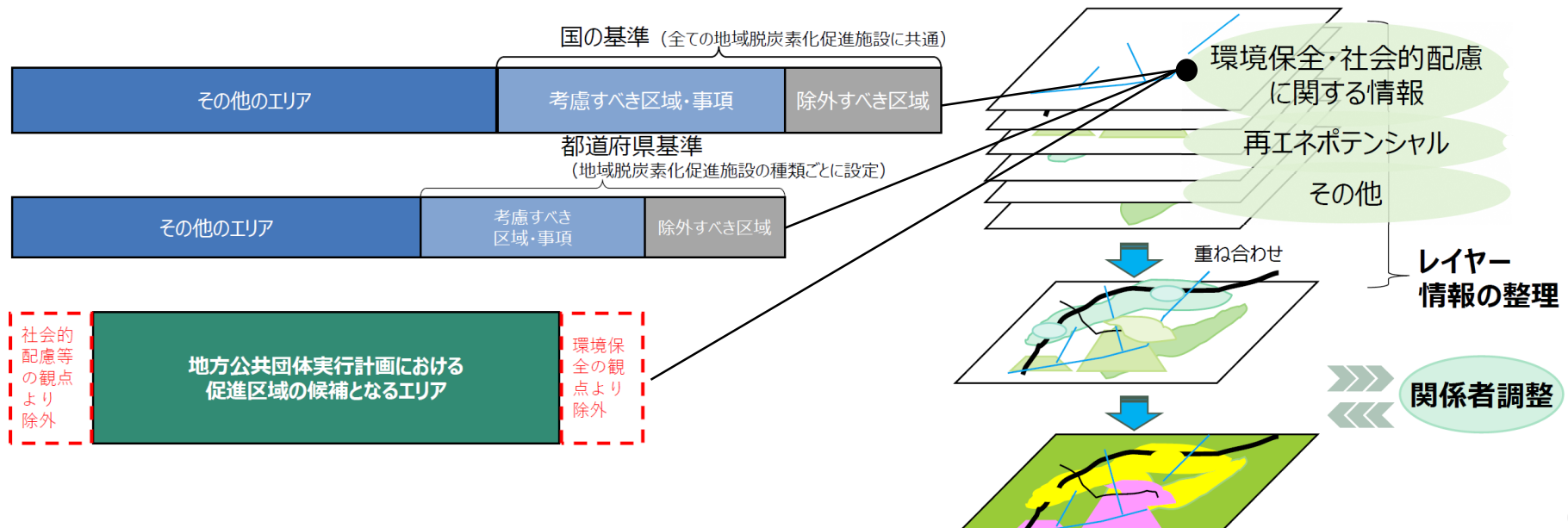
促進区域の概要とエリアの決め方

○促進区域とは

地域と共生する再エネ(太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電など)の導入を促進することを目的にした地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

○エリアの選定方法

- ①国の環境配慮基準に基づき、除外すべき区域を確認
- ②京都府の環境配慮基準に基づき、除外すべき区域を確認
- ③京都府の環境配慮基準に基づき、考慮を要する区域・事項等の取扱を検討
- ④上記①～③によるスクリーニングされたエリアの中から、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定



福知山市の促進区域設定に向けた検討経緯

○これまでの検討経過

- ① 令和5年 3月 福知山市エネルギー・環境基本計画 策定
促進区域設定の検討を明示 本市における4種類のエリア・類型を想定し例示
- ② 令和5年 8月 環境審議会で審議
制度説明 設定対象区分として7類型を提示
7類型：長田野工業団地／公共施設／補助金採択地域／大規模住宅等開発予定地／個別提案プロジェクト予定地
／農地(営農を行う場合のみ)／住宅や事業所、工場等の屋根や屋上
- ③ 令和5年10月 環境審議会で審議
まずは「公共施設」と「事業所の建物屋根や屋上等」の2類型での設定が妥当
- ④ 令和6年11月 環境審議会で検討状況報告
設定候補の2類型のエリアのポテンシャルと導入効果について報告

| 促進区域の設定を進めていくエリア | エリアの詳細 |
|------------------|--|
| 公共施設 | 存続を予定する公共施設 「福知山市公共施設マネジメント個別施設計画(令和3～令和12年)」 に記載のある全432施設のうち、今後「除却」「譲渡」「貸付」「廃止」 「売却」「用途変更」する予定のない172施設 |
| 事業所の建物屋根や屋上等 | 福知山市全域における事業所の建物屋根や屋上等 |

- ⑤ 令和7年 9月 環境審議会で審議
具体的な4つの設定エリア案を了承
③の2類型をもとに、福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム設立時のコンセプトで絞り込み
最初のモデル区域としておもに公共施設、公共施設関連事業地を選定

○設定方針

脱炭素まちづくりのコンセプトに基づき、「住まい」「学びの場」「スポーツ拠点」「仕事」等の各ライフステージにおける主要な拠点を地域と共生する再エネ事業導入の促進区域として設定。モデル地域として再エネ設備の導入を推進していく。エリアごとに適した再エネ設備を選定し、再生可能エネルギーの利用を図る多様な設備の導入を推進する。

○エリアの拡大

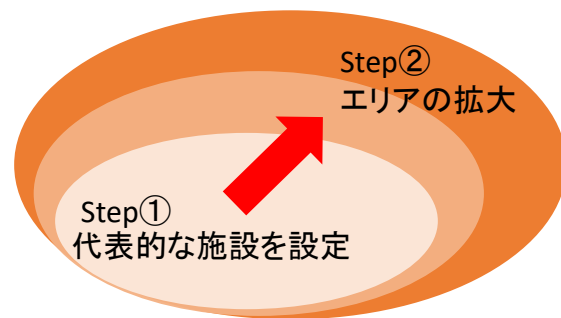
Step①（令和7年度）

各ライフステージにおける主要な拠点の中にある代表的な施設を、促進区域として設定し、再エネ設備導入のモデルとする



Step②（令和8年度以降）

周辺エリアや関連施設も促進区域に設定し、エリアを広げていく

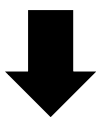


地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

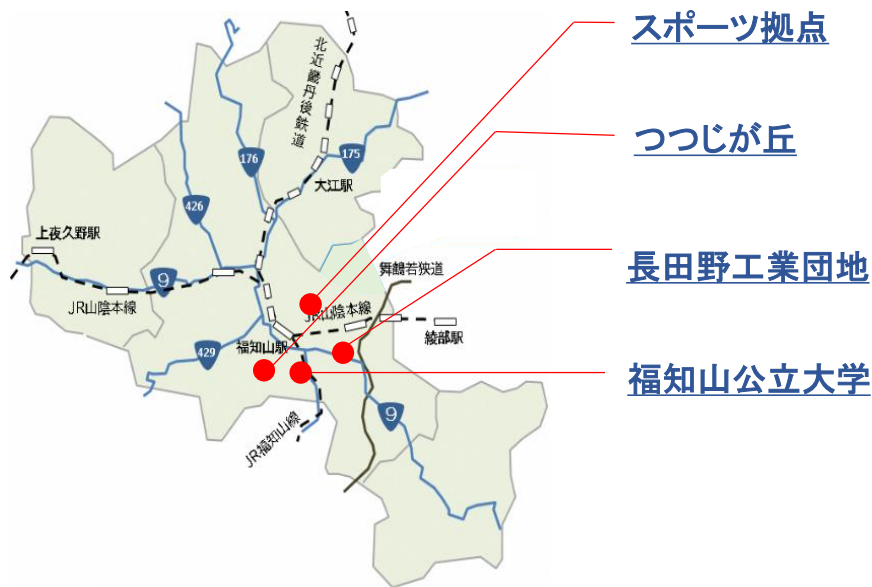
○促進区域設定エリア

これまでの検討結果を踏まえつつ、脱炭素まちづくりのコンセプトを含め、各ライフステージにおける主要な拠点である、4つのエリアを選定する

| | |
|-----------|-----------------------------|
| ①つつじが丘エリア | ②スポーツ拠点 (三段池公園) |
| ③福知山公立大学 | ④長田野工業団地 (企業交流プラザ、長田野公園) |



周辺エリアや関連施設へ促進区域を
順次拡大



促進区域に設定するエリアと各ライフステージの関係



促進区域 設定エリア



人が成長する各ライフステージで必要となる拠点を脱炭素化！

促進区域エリア設定理由①

| 選定エリア | Step① 促進区域 設定 | 選定理由 | 国・府が 定めるの 除外区域 | 京都府が設定する考慮を要する区域 | | |
|--------------|----------------------------|--|-----------------------|--|---|--|
| | | | | 考慮の上 促進区域に 含まない | 考慮の上 促進区域に含む | |
| | | | | | エリアごとの項目 | 全エリア共通項目 |
| つつじが丘 エリア | 公営団地 周辺街区 人権関連 施設 | 脱炭素まちづくりのコンセプトの中で、「住まい」の脱炭素化を掲げており、福知山市公営住宅等長寿命化計画にて、事業手法が「建替」として判定された団地の中で唯一建替事業基本計画編が策定されている。現時点で、市の方針としてZEH化された唯一の公営住宅とその周辺街区を含み、機能集約した人権関連施設をZEBで建設予定となっている。 | なし | なし | なし | ○配慮対象(住宅、学校、病院、福祉施設等)の分布状況／○用途地域 →配慮対象から適切な離隔距離を確保し、騒音や反射光による影響を回避または極力低減する |
| スポーツ 拠点 | 三段池 公園 | 福知山市スポーツ推進計画にて、“主要スポーツ拠点”として位置付けられており、「まちづくり構想 福知山」では、今後の人口減少、高齢化を見据えた必要な機能の拡充や集約化を推進する施設としている。 また公共施設マネジメント基本計画では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて公共施設等の脱炭素化に取り組むとしている。 熱中症対策の日除け屋根に太陽光パネルを設置することの検討など、施設整備と脱炭素を掛け合わせることで施設利用者のメリットを生み出すモデルになり得るエリアである。 | ○河川区域 (東谷川) [府] | ○洪水浸水想定区域 →主要スポーツ拠点として位置付けられている市民運動場周辺が該当 ○地域森林計画対象民有林 →三段池公園内の一部が該当 ○砂防指定地 →東谷川が該当 | ○優良農地 優良農地のうち、運動施設として活用されているエリア →必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、環境影響を回避又は極力低減する。 ○周知の埋蔵文化財包蔵地 →必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減する ○史跡、名勝及び天然記念物(文化財保護法・京都府文化財保護条例) →事前相談を要し、事前の調査、検討及び措置を行い、影響を回避又は極力低減する | |

促進区域エリア設定理由②


| 選定エリア | Step① 促進区域 設定 | 選定理由 | 国・府が 定める 除外区域 | 京都府が設定する考慮を要する区域 | | |
|-------------|--------------------------|---|---------------------|---|---|---|
| | | | | 考慮の上 促進区域に 含まない | 考慮の上 促進区域に含む | |
| | | | | | エリアごとの項目 | 全エリア共通項目 |
| 福知山 公立大学 | 福知山 公立大学 | <p>脱炭素まちづくりのコンセプトの中で、「学びの場」の主要拠点として位置付けている。「知の拠点」整備構想にて、福知山公立大学等を中核とする“教育のまち福知山”づくりを推進している。本構想にて、地域連携拠点、産学官連携拠点の機能を有することを目指しており、地域や関係団体と連携して推進する役割を担うことができる教育機関である。</p> <p>また福知山市エネルギー・環境基本計画の推進組織である福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォームへ参画している大学である。</p> | なし | <p>○土砂災害警戒区域 →グラウンド周辺が該当している</p> <p>○地域森林計画対象民有林 →グラウンドの一部が該当</p> | <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地 →必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減する</p> | <p>○配慮対象(住宅、学校、病院、福祉施設等)の分布状況/ ○用途地域 →配慮対象から適切な離隔距離を確保し、騒音や反射光による影響を回避または極力低減する</p> |
| 長田野 工業団地 | 企業交流 プラザ 長田野 公園 | <p>脱炭素まちづくりのコンセプトの中で、「仕事」の主要拠点と位置付けており、長田野工業団地土地利用増進計画次期計画策定において、脱炭素に関する方針の提案を行っている。</p> <p>「企業交流プラザのあり方検討会」による建て替え検討が進んでおり、ZEBでの建築案がある。市域のCO2排出量の約1/5を占めるエリアであり脱炭素や再エネ導入に積極的な企業が立地していることから、これまでの検討においても有力候補としており、産業部門での再エネ事業導入のモデルとなり得るエリアである。</p> <p>まずは長田野工業団地内の公共施設である「企業交流プラザ」と「長田野公園」を設定し、長田野工業団地全体(工業専用地域)へ広げる方針である。</p> | ○保安林 (長田野公園)[府] | なし | なし | |


促進区域拡大エリア候補

| 選定エリア | Step①促進区域設定 | Step②関連施設に拡大 |
|----------|---------------------|---|
| つつじが丘エリア | 公営団地+周辺街区 人権関連施設 | 周辺エリアや関連施設へ拡大 |
| スポーツ拠点 | 三段池公園 (長田野公園) | |
| 福知山公立大学 | 福知山公立大学 | |
| 長田野工業団地 | 企業交流プラザ 長田野公園 | 長田野工業団地(工業専用地域) 建屋の屋上、屋根空き地等太陽光パネル を設置可能な場所、 アネックス三和 |



例: 長田野工業団地

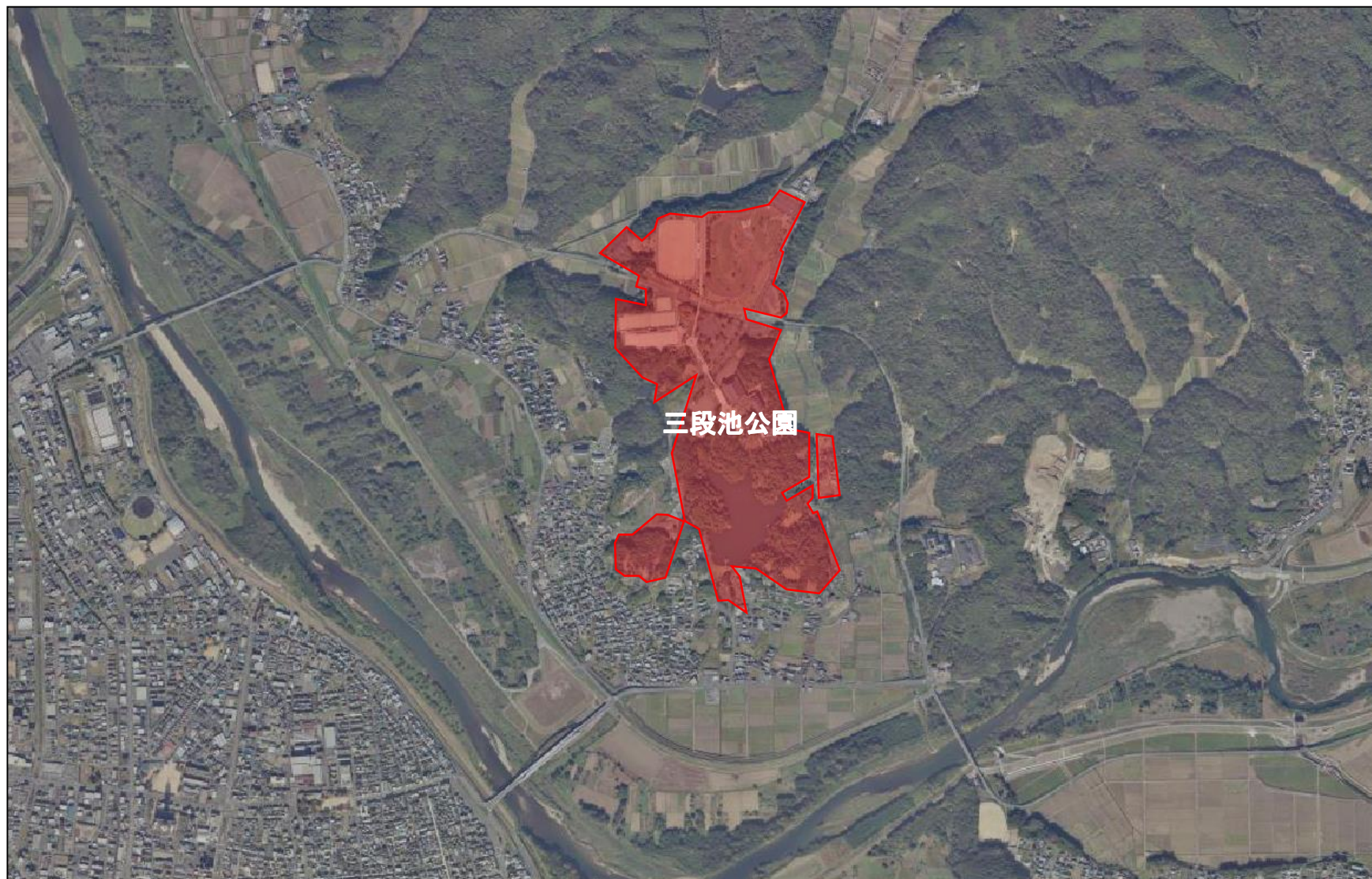
 Step①: 企業交流プラザ、長田野公園

 Step②: 長田野工業団地(工業専用地域)
建屋の屋上、屋根空き地等太陽光パネル
を設置可能な場所、アネックス三和



凡例

Step①



凡例

Step①



凡例

Step①

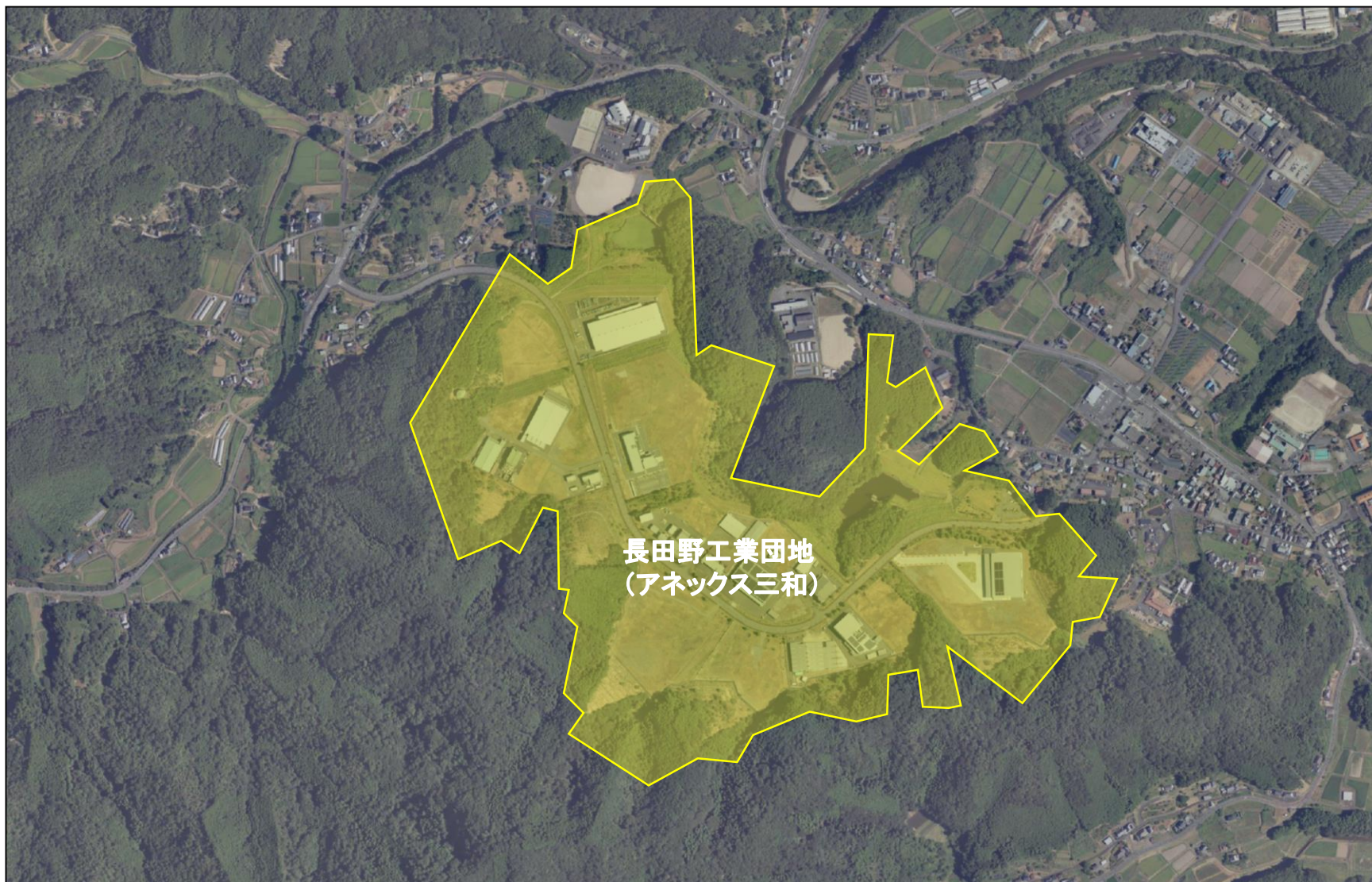


凡例

Step①

Step②

長田野工業団地(アネックス三和)



凡例

Step②

○再生可能エネルギーによる発電量目標

目標：令和12(2030)年度までに590MWh/年を促進区域内で発電する
なお、促進区域は周辺エリアや関連施設に拡大することを方針としており、拡大する場合は目標の見直しを行う。

「福知山市エネルギー・環境基本計画」にて地産再生可能エネルギーの発電量について、令和14(2032)年度の目標を222,076MWhに設定している。

○促進施設の種類及び規模

種類：太陽光発電を主として、それぞれの区域ごとに適した再エネ設備を検討する。

規模：促進区域内で590kWの再エネ発電設備を導入

つつじが丘団地：45kW

三段池公園：220kW

福知山公立大学：100kW

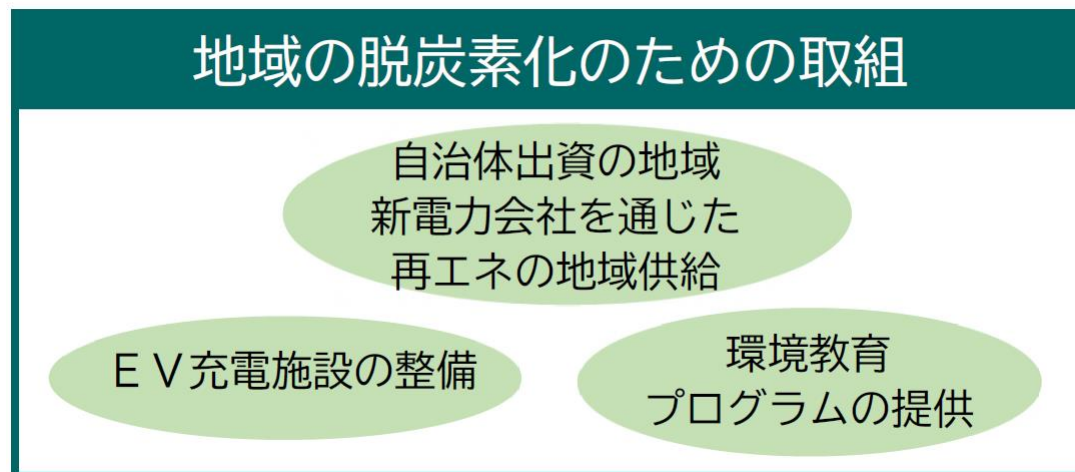
長田野工業団地：225kW

促進区域の中で施設整備と一体的に行う取組

○地域脱炭素化促進施設整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

再エネ事業の導入とともに、以下のいずれかの取組を実施するよう努めることとする。

- ・促進区域内で発電された電力は自家消費を基本とし、余剰電力は市内の需要家に供給することや地域新電力会社と連携することを検討
- ・EV充電施設の整備
- ・環境教育プログラムの提供
- ・EVバスの導入
- ・省エネ設備の導入
- ・ZEBの導入



○地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

①地域の環境の保全のための取組

騒音や反射光など周辺地域の生活環境に配慮するとともに、景観や生態系への影響についても十分留意すること。なお区域内には、京都府が設定する環境配慮基準にて「考慮を要する区域・事項等」に該当する区域を含むため、当該エリアにおいて事業実施の場合は、必要な配慮を行うこととする。

②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、近隣住民や地域との合意形成に努めることに加え、以下のいずれかの取組を実施することとする。

- ・市内事業者が参画する機会を創出すること
- ・地域の雇用創出や産業の創出など地域と共生するまちづくりに取り組むこと
- ・再生可能エネルギーの地域内循環に取り組むこと
- ・環境教育に活用すること
- ・災害時の非常用電源として活用すること